

○解決條件

會社側より七千圓、松本治一郎より五千圓、高丘實より五百圓合計壹萬貳千參百圓を爭議團に支給す之より爭議費千百圓を支出し殘額壹萬壹千九拾圓を被解雇者三十八名（内七名は會社の出勤命令に應ぜず解雇されたる者）にて分配する

發第八六號

昭和十二年六月七日

福岡出張所長 清原 進

若松港汽船積石炭仲仕従業員（朝鮮人）の労働爭議狀況  
別紙の通御送付申上候